

〈立地企業に対する税制上の優遇措置等〉

市町村名	適用基準		措置事項	措置範囲	適用期間
	投下固定資本額（万円以上）	従業員（人以上）			
高島市 （旧朽木村の 区域に限る）	取得等 500 超 （対象業種限定あり）	—	課税免除	固定資産税	3年間
高島市（全域）	※地域経済牽引事業促進法第13条第4項または第7項の規定による同条第1項に規定する地域経済牽引事業計画の承認を受けた者	—	課税免除	固定資産税 （土地、家屋、構築物）	3年間
高島市（全域）	※中小企業等経営強化法第52条第4項に規定する先端設備等導入計画の認定を受けた者 取得価格 機械装置：160万円以上 工具：30万円以上 器具備品：30万円以上 建物附属設備：60万円以上 構築物：120万円以上 事業用家屋：300万円以上の先端設備とともに導入 （売電目的の太陽光発電施設は対象外）	—	課税標準額をゼロ	固定資産税 （償却資産）	3年間

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

市町村名	条例名	制定年月	対象者の要件	内 容
高島市	高島市企業誘致条例	H31. 3. 26 改正	○新増設 投下固定資産総額 5,000万円以上 新設の場合、新規雇用 3人以上 増設の場合、新規雇用 3人以上 （いずれも市内居住者）	企業立地助成金 ○投下固定資産に対する固定資産税の1/2以内 ○法人市民税の均等割額の1/2以内 （いずれも3年間）

				<p>雇用促進助成金</p> <p>○新規雇用の市内従業員1人あたり10万円(市外からの転出者および障害者は20万円)</p> <p>(限度額1,000万円)</p>
				<p>地域農林水産品活用助成金</p> <p>○設備投資に地域林産品を活用する場合、10%以内(限度額500万円)</p> <p>○地域農林水産品を原材料として活用する場合、仕入価格の20%以内(単年度の限度額100万円)(3年間)</p>
				<p>工場等誘致促進助成金</p> <p>○工場等の新設または増設に伴う道路や上下水道、水路等の公共的施設の整備にかかる費用の1/2以内</p> <p>○工場等の新設または増設に係る費用に応じて限度額が異なります。</p> <p>200億円以上⇒1億円</p> <p>100億円以上⇒5千万円</p> <p>50億円以上⇒3千万円</p> <p>5億円以上⇒1千万円</p>
高島市企業活動支援奨励金交付要綱	R3.4.1 制定	○平成30年1月2日から令和3年1月1日までに取得された投資に係る分が対象(売電目的の太陽光発電施設は対象外)	設備投資奨励金	○新規設備投資に対する固定資産税の1/2相当額を3年間支援
		<p>○1月1日を基準に1年間で市内従業員を増員した企業</p> <p>10人以下の企業</p> <p>市内従業員数が1人以上増加</p> <p>11~20人の企業</p> <p>市内従業員数が2人以上増加</p> <p>21人以上の企業</p> <p>市内従業員数が5人以上増加</p>	雇用増進奨励金	○市内従業員数を増員された企業に対して増加した従業員1人あたり10万円を交付(市外からの転出者および障害者は20万円)